

目 次

規 則

- ・津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ・津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

告 示

- ・地縁による団体の告示事項の変更
- ・犬登録鑑札交付手数料等の徴収事務の一部委託
- ・撤去自転車の保管
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・撤去自転車の保管
- ・保管した屋外広告物

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・三重短期大学専任教員の公募
- ・平成18年8月分津市農用地利用集積計画
- ・犬の抑留
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・津市農業振興地域整備計画の変更
- ・犬の抑留

教委告示

- ・津市指定史跡の指定解除

選管告示

- ・在外選挙人名簿からの抹消者
- ・選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数並びに3分の1の数

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月31日

津市長 松田直久

津市規則第263号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「4歳に満たない者」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同号ア及びイ中「父母のいない18歳未満児」を「一人親家庭等の児童」に改め、同項第3号中「4歳に満たない者」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（対象医療の特例）

第8条の2 条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、一人親家庭等の児童（4歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の3月31日までの間にある者に限る。）が次の各号のいずれにも該当する場合においては、対象医療費（入院に要するものに限る。）を福祉医療費として助成するものとする。

(1) 第4条第1項第2号ア又はイに該当すること。

(2) 保護者又は養育者その他当該児童を現に監護し、かつ、その生計を維持している者の前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令第11条の規定により読み替えて準用する同令第1条に定める額以下であること。

第12条第1項中「（第6号様式）」を削る。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式 削除

第7号様式を次のように改める。

第7号様式(第12条関係)

福 祉 医 療 費 領 収 証 明 書			
(あて先)津市長			
※該当する番号を ○で囲んでください。	1 心身障害者	2 一人親家庭	
	3 乳幼児	4 その他	
受給資格証番号	氏名	性別	生年月日
		男・女	年 月 日

医 療 費 証 明 書 (第三者行為及び老人保健該当者を除く。)				
診 療 年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
一 部 負 担 割 合	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継	0・1・2・3割・継
病 院 診 療 科 名	科	科	科	科
病 院 診 療 科 コー ド				
入 院 ・ 外 来 区 分	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来	入院 ・ 外来
入 院 診 療 実 日 数	日	日	日	日
保 険 請 求 点 数 (額)	(円) 点	(円) 点	(円) 点	(円) 点
公 費 ・ (長) 区 分				
公 費 請 求 点 数	点	点	点	点
公 費 ・ (長) 一 部 負 担 額	円	円	円	円
食 事 療 養	保 険 請 求 分	円	円	円
	標 準 負 担 分	円	円	円
	公 費 請 求 分	円	円	円
	公 費 標 準 負 担 分	円	円	円
処 方 せ ん 発 行 区 分	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
証 明 書 料	円			

上記のとおり診療を行い、所定の一部負担金を領収したことを証明します。

年 月 日

(〒 )

所 在 地

処方せん発行医療機関等の名称

(この欄は、保険薬局で記入)

名 称

医療機関等

開 設 者 氏 名

印

処方せん発行医療機関番号

電 話 番 号

附 則

この規則は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

平成18年9月11日

津市長 松田直久

津市規則第264号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第  
298号）の施行期日は、平成18年10月1日とする。

津市告示第 4 0 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年美杉村告示第 1 2 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 8 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

下之川区

三重県津市美杉町下之川 6 1 1 5 番地

代表者 水 谷 久 男

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村下之川全域とする
変更後	三重県津市美杉町下之川全域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 6 1 1 5 番地
変更後	三重県津市美杉町下之川 6 1 1 5 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 5 0 8 1 番地 2
変更後	三重県津市美杉町下之川 5 0 8 1 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第408号

津市犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成18年8月30日

津市長 松田直久

氏名	名称	所在地
岡田 謙吾	千里ヶ丘動物病院	津市河芸町東千里56-2
柴田 勝弘	棕本動物病院	津市芸濃町棕本2662-1
橋爪 俊裕	とよさと動物病院	津市高野尾町2996-145
河村 泰秀	河村ペットクリニック	津市栗真町屋町809-2
西村 和也	白塚口動物病院	津市栗真中山町260-7
伊東 定彦	伊東獣医科病院	津市大里窪田町1045
西山 治生	西山獣医科	津市一身田町217-2
細野 陽介	津北動物病院	津市一身田上津部田2097-1
森岡 正樹	アニー動物病院	津市桜橋三丁目433
中西 保	中西獣医科医院	津市大谷町132-41
赤塚 宗久	ルナ動物病院	津市大谷町148
出馬 昇	イズマ動物病院	津市渋見町554-38
山越 健司	こうべ獣医科	津市河辺町210
関口 弘之	関口犬猫病院	津市三重町津興433
岡本 喜博	有限会社YONK	津市半田120-4
喜多 利夫	キタ動物病院	津市半田527-2
村上 吉毅	村上獣医科	津市片田志袋町384-1
今田 京子	今田動物病院	津市安濃町妙法寺1010-12
奥田 昌広	南ヶ丘動物病院	津市垂水887-7
佐藤 忠男	佐藤獣医科	津市高茶屋六丁目1-46
高橋 松人	高橋獣医科医院	津市久居野村町430-37
白井 茂雄	白井犬猫病院	津市久居新町768-6
萩野 俊之	はぎの動物病院	津市久居射場町123
東郷 周市	ひさい動物クリニック	津市久居中町50-1
杉本 貫	すぎもとアニマルクリニック	津市久居明神町風早2552
北出 明人	北出動物病院	津市一志町田尻2

石田 正弘	石田動物病院	鈴鹿市磯山四丁目 5 - 9
野口 猛	野口動物病院	松阪市松崎浦町 9 8 - 1
岡鼻 英一	おかはな動物病院	松阪市西肥留町 5 9

津市告示第409号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月30日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成18年8月30日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第410号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月31日

津市長 松田 直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第411号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年8月31日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年8月31日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 4 1 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅  
(放置禁止区域)
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 1 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 5 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第414号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年9月6日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 津新町駅、久居駅（放置禁止区域）本町地内及び上  
弁財町地内
- 2 撤去した年月日 平成18年9月6日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第 4 1 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 1 6 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 9 月 8 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 1 2 9 4 1 4	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 7 月 2 6 日
0 1 0 0 4 6 2	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 3 日
0 9 6 8 1 1 5	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 2 4 日
0 1 0 0 6 0 3	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 2 4 日
0 3 1 2 6 9 4	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 2 4 日
2 1 1 8 7 1 4	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 2 7 日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 3 1 0 1 4	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 7 月 1 2 日
2 1 1 8 7 1 4	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 8 月 2 7 日

津市告示第 4 1 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 1 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 1 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 1 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 9 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 9 月 1 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 4 2 0 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 9 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量  
はり札等 7 3 枚  
立看板等 1 3 4 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所  
高茶屋小森町地内他（国道 2 3 号周辺及び主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日  
平成 1 8 年 8 月 2 3 日から 3 1 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項  
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市公告第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成18年8月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市藤方字八幡田2283-1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市丸之内9-18  
三交不動産株式会社  
取締役社長 柳生 利勝

津市公告第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月30日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成18年8月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市雲出本郷町字大釜1499-2ほか9筆、字北ノ端1506地先
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
松阪市宮町238-2  
株式会社 ユタカ開発  
代表取締役 藤田 幸生

津市公告第 1 1 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 8 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 8 年 8 月 3 0 日
- 2 抑留期間 平成 1 8 年 9 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	久居相川 町	雑種	黒白	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成 1 8 年 8 月 3 1 日から平成 1 8 年 9 月 4 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第112号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成18年8月31日

津市長 松田直久

1 専門分野

住宅計画

2 担当科目

居住福祉論、住生活論、居住計画論、住生活設計Ⅰ・Ⅱ及び演習

3 採用職

教授

4 採用人員

1人

5 応募資格

次の各号のいずれもの条件を満たす者

- (1) 上記の分野に関する博士の学位を有する者又はそれに準ずる業績を有する者。
- (2) 学校教育法による大学院、大学、短期大学又はこれらに準ずる教育機関において、当該科目を担当する教授又は助教授として5年以上の勤務経験のある者。

6 採用予定日

平成19年4月1日

7 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

8 応募締切

平成18年10月31日(火)(午後5時までに必着のこと。)

9 面接日

平成18年12月9日(土)(面接予定者には平成18年11月30日(木)又は12月1日(金)に連絡する。)

10 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書(写真をはり付けし、連絡先を明記すること。)
- (3) 研究業績一覧表
- (4) 主な著書、論文等の別刷り又はその写し5点以内
- (5) 研究業績のうち、主要なもの3点以内の概要(各1,000字から2,000字)

程度)

(6) 実務実績を有する場合は、実務内容の概要

\*面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類及び健康診断書を提出すること。

\*上記(3)及び(6)の記入様式は、大学ホームページ <http://www.tsu-cc.ac.jp> を参照すること。

#### 11 選考方法

本学教授会において、審議の上決定する。

書類提出先 〒514-0112

三重県津市一身田中野 157 番地

三重短期大学学長宛

(封筒の表に、「住宅計画専任教員応募書類在中」と朱書きすること。)

問い合わせ先 三重短期大学 生活科学科 岩田俊二

電話 059-232-2341 F A X 059-232-9647

E-mail iwata@tsu-cc.ac.jp

(ただし、問い合わせは原則として F A X 又は E-mail で行うこと。)

津市公告第113号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成18年9月8日

津市長 松田直久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

津市公告第114号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月8日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月7日
- 2 抑留期間 平成18年9月12日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	久居元町	雑種	黒茶	不明	小	不明	紺色の首輪
2	小舟	雑種	茶	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年9月8日から平成18年9月12日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 9 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日  
平成 1 8 年 9 月 6 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市住吉町 7 9 3 - 1 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市中河原 4 8 8  
位田 つね子

津市公告第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月11日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成18年9月7日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市戸木町字宝録5403-1ほか3筆、字焼野5406-1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市栗真中山町190  
株式会社 トップハウス  
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第117号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月11日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月 8日
- 2 抑留期間 平成18年9月13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	雑種	白	オス	中	不明	赤い首輪
2	一志町	雑種	黒	不明	小	不明	

- 3 公示期間 平成18年9月11日から平成18年9月13日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第118号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により縦覧に供します。

平成18年9月13日

津市長 松田直久

変更後の農業振興地域整備計画、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

津市公告第119号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年9月13日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年9月11日
- 2 抑留期間 平成18年9月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	安濃町	雑種	茶	メス	小	不明	

- 3 公示期間 平成18年9月13日から平成18年9月14日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第 1 1 号

次の史跡は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 0 9 条第 1 項の規定により国史跡の指定を受けたので、津市文化財保護条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づき、津市史跡の指定を解除する。

平成 1 8 年 8 月 3 1 日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

名称	種別	解除年月日
北畠氏館跡及び詰城	史跡	平成 1 8 年 7 月 2 8 日

津市選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年9月2日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
0人	1人	1人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年9月1日

津市選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成18年9月2日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,610人
2	6分の1の数	38,416人
3	3分の1の数	76,831人

津市水道局告示第10号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年9月11日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
イワスイ	鈴鹿市東磯山3丁目19-15	平成18年8月24日
清水造園	津市美杉町八知7220番地	平成18年8月24日
有限会社 旭建設	松阪市嬉野中川町505番地5	平成18年8月24日